

「特定複合観光施設区域整備法関係手数料令」及び 「特定複合観光施設区域整備法関係手数料規則」の概要

1. 概要

特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号。以下「法」という。）の施行に伴い、電磁的カジノ関連機器等の型式の検定を受ける者が納付しなければならない手数料について、諸外国の例を踏まえて具体的な額等を定めるものである。

2. 政令及び規則の内容

(1) 国に納付する手数料の額

① 手数料の額：以下のⅠ及びⅡのとおり等とする。

Ⅰ カジノ管理委員会が型式検定に必要な試験を行う場合、手数料の額は、試験項目別費用額の合算額と原則152,400円の合計額に原則22,200円を加えた額

Ⅱ 指定試験機関が型式検定に必要な試験を行った場合、手数料の額は、原則152,400円に原則12,400円を加えた額

② 職員を出張させる必要がある場合の旅費の額に相当する額等の加算

職員を出張させる必要があると認める場合の手数料の額を定めるものとする。

(2) 国に納付する手数料の納付方法

申請の際に申請書類に収入印紙を貼る方法等により納付するものとする。

(3) 指定試験機関に納付する手数料

① 手数料の額

試験項目別費用額の合算額に原則120,900円を加えた額とする。

② 手数料の納付方法

指定試験機関が試験事務規程に定めるところにより納付するものとする。

3. 施行期日

法の施行の日（令和3年7月19日）から施行する。